

佐賀県選挙管理委員会告示第二十三号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中「武雄市立武雄市民病院」を「社団法人巨樹の会新武雄病院」に改める。

二 老人ホームの表中

社会福祉法人正和福祉会
特別養護老人ホームそよ
かぜの杜

武雄市山内町大字大野七〇四五
番地

を

社会福祉法人正和福祉会
特別養護老人ホームそよ
かぜの杜

武雄市山内町大字大野七〇四五
番地

に改める。

社会福祉法人正和福祉会
ケアハウスそよかぜの杜

武雄市山内町大字大野七〇四五
番地